

託送供給等約款認可の概要

【2020年2月1日実施の変更内容】

1. 損失率の見直し

損失率は、託送料金を設定する際に、将来における系統の状況等を踏まえて設定しておりますが、実際の損失率に近づけるべく、過去3年分の実績の平均値に見直します。

【見直し後の損失率】

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	9. 0%	7. 8%
高圧で供給する場合	5. 6%	4. 7%
特別高圧で供給する場合	2. 1%	1. 9%

【2020年4月1日実施の変更内容】

2. F I T電源に係る発電計画の運用見直し

F I T電源の特例発電バランシンググループ（F I T特例①）※の発電計画は、現行では、実需給当日の前々日16時に、当社から小売電気事業者等に通知しておりますが、予測誤差の低減を目指すため、前日6時にも、最新情報にもとづく発電計画を通知するよう見直します。

※F I T発電事業者と電力受給契約を締結した小売電気事業者等が設定する発電バランシンググループで、F I T電源種の特性を踏まえ、一般送配電事業者が発電計画を策定・小売電気事業者等に通知を行うもの。

3. 系統連系技術要件の見直し

再生可能エネルギー電源の導入拡大に伴い、系統の安定化に必要となる調整力を確保するため、火力発電設備等が具備すべき調整力機能等に関する技術要件および風力発電の出力変動緩和対策等に関する技術要件等を、系統連系技術要件に反映します。

以 上